ハ　北緯７度01・26分西経80度09・３分の地点 ニ　北緯６度59・87分西経80度07・84分の地点 ホ　北緯６度55・０分西経80度12・７分の地点 ヘ　北緯６度55・０分西経80度27・０分の地点 ト　北緯７度０・０分西経80度27・０分の地点 チ　北緯７度０・０分西経80度15・０分の地点 リ　北緯７度03・４分西経80度11・53分の地点 ヌ　北緯７度02・65分西経80度10・76分の地点 ル　北緯６度59・０分西経80度14・55分の地点 ヲ　北緯６度59・０分西経80度27・０分の地点		
３　イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この号において「中央分離帯」という。）並びにホからチまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とチに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この号において「側方分離帯」という。） イ　北緯６度57・０分西経81度50・０分の地点 ロ　北緯６度57・０分西経81度45・０分の地点 ハ　北緯６度55・０分西経81度45・０分の地点 ニ　北緯６度55・０分西経81度50・０分の地点 ホ　北緯７度０・０分西経81度50・０分の地点 ヘ　北緯７度０・０分西経81度45・０分の地点 ト　北緯６度59・０分西経81度45・０分の地点 チ　北緯６度59・０分西経81度50・０分の地点	中央分離帯の北側の境界線と側方分離帯南側の境界線との間の海面及び中央分離帯の南側の境界線とリに掲げる地点とヌに掲げる地点を結んだ線との間の海面 リ　北緯６度53・０分西経81度50・０分の地点 ヌ　北緯６度53・０分西経81度45・０分の地点	

62の４　ＰＵＥＲＴＯ　ＣＲＩＳＴＯＢＡＬ進入路分離通航方式

分離通航帯		沿岸通航帯
分離帯	通航路	
イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この表において「第１分離帯」という。）、ホからチまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とチに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この表において「第２分離帯」という。）並びにリからヲまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びリに掲げる地点とヲに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この表において「第３分離帯」という。） イ　北緯９度35・65分西経80度01・４分の地点 ロ　北緯９度32・２分西経79度56・５分の地点 ハ　北緯９度31・０分西経79度57・52分の地点 ニ　北緯９度33・97分西経80度02・５分の地点 ホ　北緯９度41・08分西経79度55・３分の地点 ヘ　北緯９度33・９分西経79度53・５分の地点 ト　北緯９度33・４分西経79度54・92分の地点 チ　北緯９度40・０分西経79度57・２分の地点 リ　北緯９度42・58分西経79度45・０分の地点 ヌ　北緯９度33・15分西経79度49・８分の地点 ル　北緯９度33・85分西経79度51・２分の地点 ヲ　北緯９度42・38分西経79度47・61分の地点	ワに掲げる地点とカに掲げる地点とを結んだ線と第１分離帯の南西側の境界線との間の海面（この表において「東航船用通航路」という。）、第１分離帯の北東側の境界線と第２分離帯の西側の境界線との間の海面（この表において「北西航船用通航路」という。）、第２分離帯の東側の境界線と第３分離帯の西側の境界線との間の海面（この表において「南航船用通航路」という。）及び第３分離帯の東側の境界線とヨに掲げる地点とタに掲げる地点とを結んだ線との間の海面（この表において「北東航船用通航路」という。） ワ　北緯９度28・０分西経80度03・０分の地点 カ　北緯９度28・９分西経79度59・２分の地点 ヨ　北緯９度31・95分西経79度48・１分の地点 タ　北緯９度43・０分西経79度38・９分の地点	陸岸とレからネまでに掲げる地点を順次に結んだ線によって囲まれた海面及び陸岸とナからウまでに掲げる地点を順次に結んだ線によって囲まれた海面 レ　北緯９度18・68分西経80度01・２分の地点 ソ　左欄のワに掲げる地点 ツ　左欄のカに掲げる地点 ネ　北緯９度21・４分西経79度59・１分の地点 ナ　北緯９度29・０分西経79度43・５分の地点 ラ　左欄のヨに掲げる地点 ム　左欄のタに掲げる地点 ウ　北緯９度38・05分西経79度32・３分の地点
備考　東航船用通航路の進行方向は東の方向であり、北西航船用通航路の進行方向は北西の方向である。また、南航船用通航路の進行方向は南の方向であり、北東航船用通航路の進行方向は北東の方向である。		